

政令第二十号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一條の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条」を「第九十七条の二」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（総務部の分課）

第四十八条 総務部に、次の二課を置く。

総務課

連絡調整課

第四十九条第十一号中「こと」の下に「（連絡調整課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十二号から第十五号までを削り、第十六号を第十二号とし、同条第十七号中「運用第二課」を「運用第三課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十八号を削り、第十九号を第十四号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十五号とし、第二十三号を第十六号とし、第二十四号を第十七号とし、第二十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 部内の事務の総括に関すること。

第四十九条第二十六号を同条第二十号とする。

第五十条を次のように改める。

（連絡調整課）

第五十条 連絡調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動並びに統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関する渉外に関すること。

二 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に
関すること。

四 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

五 幕僚監部の職員の表彰に関すること。

六 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

七 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

八 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

第五十一条中「の二課」を「の三課」に、「運用第二課」を
「運用第二課
運用第三課」
に改める。

第五十三条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第
四号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運用第三課）

第五十三条の二 運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（指揮通信システム運用課の所掌に属するものを除く。）。

第五十九条第二号中「第五十三条第五号」を「第五十三条の二第二号」に改める。

第六十条第二項中「運用部に、」を「運用部及び防衛計画部に、それぞれ」に改める。

第六十九条第五号中「及び警務管理官」を「、警務管理官及び開発官」に改める。

第七十七条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第七号」を「同条第十三号、第五十条第二号」に、「及び第三号」を「、第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

「施設課

第八十二条中「七課」を「六課」に、
を「施設課」に改める。

開発課」

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十四条の見出し中「副部長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の職員」を「部長及び課長」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

第五章第一節第二款中第九十七条の次に次の一条を加える。

(開発官)

第九十七条の二 幕僚監部に、開発官一人を置く。

2 開発官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 開発官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二 陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

四 陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第一百九条第三号中「武器課」を「艦船・武器課」に改める。

第一百三十一条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第七号」を「同条第十三号、第五十条第二号」に、「及び第三号」を「、第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

「艦船課

「艦船・武器課

第一百八条中「四課」を「三課」に、航空機課 を

航空機課

武器課

に改める。

第一百九条第四号中「艦船課、航空機課及び武器課」を「艦船・武器課及び航空機課」に改める。

第二百二十条の見出しを「（艦船・武器課）」に改め、同条中「艦船課」を「艦船・武器課」に改め、第五号を第六号とし、同条第四号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「及び艦船等」を「及び武器等並びにこれら」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材（航空機課の

所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

第四百四十八条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十条第二号」に、「及び第三号」を「、第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

「補給課

第五百五十条中「三課」を「二課」に、
を「整備・補給課」に改める。

整備課」

第五百五十二条の見出しを「（整備・補給課）」に改め、同条中「補給課」を「整備・補給課」に改め、同条第一号中「（航空機を除く。）の補給及び保管」を「の補給、保管及び整備」に改め、同条第二号中

「前号に規定する補給及び保管」を「航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 削除

第二百十五条中「警務管理官」の下に「、開発官」を加える。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四号中「普通科連隊一」の下に「及び高射特科連隊一」を加える。

別表第七岩手駐屯地の項中「岩手県岩手郡滝沢村」を「滝沢市」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三陸上幕僚監部の項中 「部長」
副部長」 を「部長」に、「警務管理官」を 「警務管理官」
開発官」 に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第七岩手駐屯地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

防衛省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、陸上幕僚監部に開発官を新設するとともに、その俸給の特別調整額に関する規定を整備する等の必要があるからである。